

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2015.12.24

海外物価連動国債 ファンド (為替ヘッジなし)

愛称:PIファンド(為替ヘッジなし)

追加型投信/海外/債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ (注2)
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券(注1))	年4回	グローバル (除く日本)	ファミリーファンド	なし

注1・・・債券 公債 注2・・・属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

委託会社 **新光投信株式会社** [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第339号

設立年月日 昭和36年6月14日

資本金 45億円(平成27年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 4兆442億円(平成27年9月末現在)

受託会社 **三菱UFJ信託銀行株式会社** [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。

また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。

また、投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行う『海外物価連動国債ファンド(為替ヘッジなし)』の募集について、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成27年6月19日に関東財務局長に提出しており、平成27年6月20日にその届出の効力が生じております。

<ファンドに関する照会先>

新光投信株式会社

ホームページアドレス <http://www.shinkotoushin.co.jp/>

ヘルプデスク **0120-104-694**(フリーダイヤル) 受付時間は営業日の午前9時~午後5時

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<ファンドの目的>

■主として日本を除く世界主要先進国の公社債に実質的に投資し、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

<ファンドの特色>

1. 主として海外物価連動国債マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて、日本を除くG7構成国が発行する物価連動国債に分散投資し、日本を除くG7構成国の物価連動国債市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

◆主要先進国であるG7構成国（日本を除く）が発行する物価連動国債に分散投資することによりファンド全体の信用リスクを抑制します。

G7とは

「先進7ヵ国財務相・中央銀行総裁会議」の略称。日本・アメリカ・イタリア・ドイツ・フランス・イギリス・カナダの財務相と中央銀行総裁が集まって、国際経済や通貨問題、金融政策について意見を交換し、主要先進国間の政策協調を推進する目的から1986年に創設された会議体です。



◆国別配分は、原則として各国の物価連動国債の時価総額比率に準じた構成とすることを基本とします。また、投資対象国の経済ファンダメンタルズ分析などに基づいて一定の範囲内で投資比率を調整する場合があります。

◆公社債の実質組入比率については、原則として高位を保ちます。

◆運用にあたっては、バークレイズ世界インフレ連動国債インデックス（G7除く日本、円ベース）をベンチマークとします。

バークレイズ世界インフレ連動国債インデックス(G7除く日本)

日本を除くG7構成国の物価連動国債市場のパフォーマンスを表す指標として、バークレイズ(本社：イギリス)が時価総額加重方式にて算出している指数です。

採用銘柄は、クーポン種類、発行規模、信用格付け、非居住者の投資可否などの観点からバークレイズが決定します。

採用国は、アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダです。

(2015年9月末現在)

※採用国は今後変更になる場合があります。

2. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ◆当ファンドは、マザーファンドを通じてまたは直接、主として米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建て、カナダドル建ての債券に投資し、為替変動リスクを分散します。
- ◆為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により基準価額は大きく変動することが考えられます。一般に、円安になれば基準価額に対してプラス（値上がり）に作用し、円高になればマイナス（値下がり）に作用します。

当ファンドの資金動向、市場動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

物価連動国債とは

- ◆物価と連動して元本と利金が増減する国債です。

物価連動国債は、物価に連動して元本が増減します。また、利金額は増減後の元本額に、発行時に決まる所定の利率を乗じて計算されます。したがって、発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて元本額と受け取る利金額が増加します。

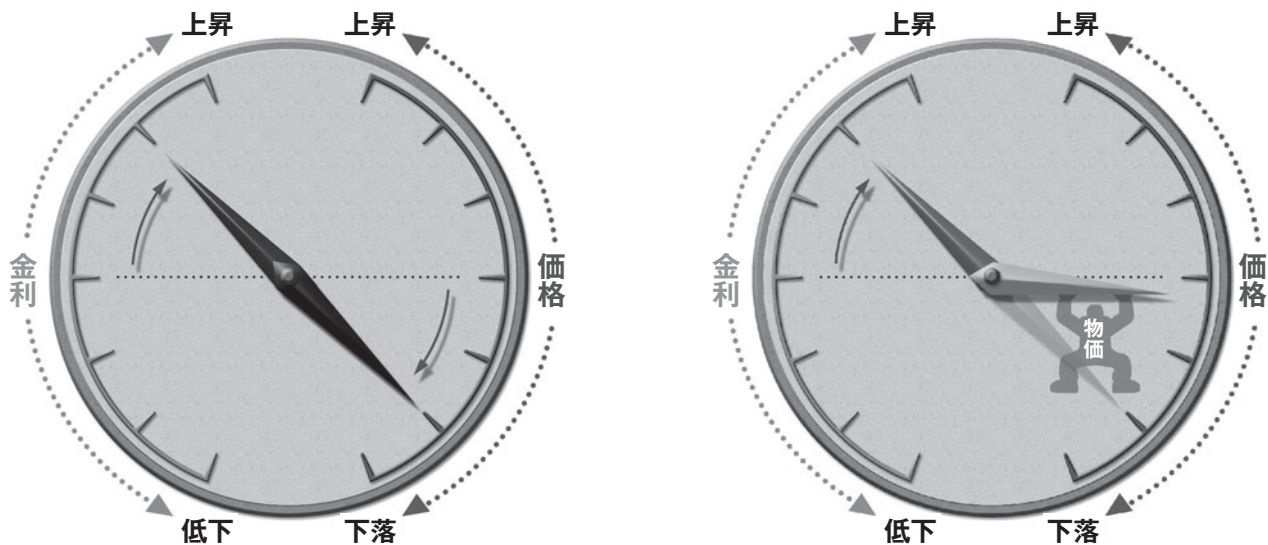
	利金額	元本額
通常国債	固定	額面金額で変わらず
物価連動国債	物価に応じて増減	物価に応じて増減

物価連動国債の収益 = 利金収入 + 物価に連動した値上がり益*

※物価が上昇した場合は元本額が増加しますが、物価が下落すると元本額は減少します。

通常国債と物価連動国債の相違点

通常国債は、金利が上昇すると価格が下落します。物価連動国債は、物価上昇を伴う金利上昇では、価格が下支えされます。



上図は物価上昇に伴い金利が上昇したときの物価連動国債の価格変動特性を簡略化して示したものであり、実際の債券価格の値動きとは異なります。また、上図は当ファンドの将来の投資成果を保証するものではありません。

物価連動国債の基本的な仕組み

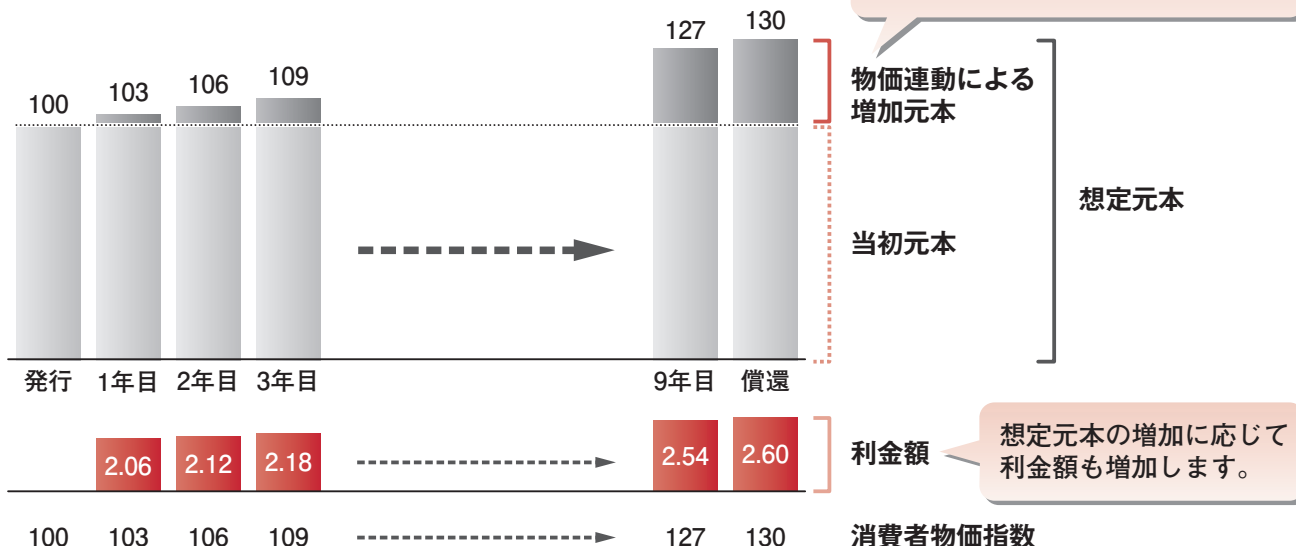
物価連動国債は、物価に連動して元本が増減します(この増減後の元本を「想定元本」といいます)。また、利金額は利払い時点の想定元本に、発行時に決まる所定の利率を乗じて計算されます。したがって、発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて元本額と受け取る利金額が増加します。

<イメージ図>

(前提)・期間10年

・表面利率2% (年1回利払い)

・消費者物価指数は発行時100で毎年3ポイントずつ上昇



(計算式) ▶ 想定元本額 = 額面金額 × $\frac{\text{利払時の物価指数}}{\text{発行時の物価指数}}$

▶ 受取利金額 = 想定元本額 × 表面利率

上図は物価連動国債の一般的な仕組みを簡略化して示したものであり、発行国によっては仕組みが異なる場合があります。上図では毎年一定幅で物価指数が上昇することとしています。実際には上昇幅が変動または物価指数が下落する場合があります。また、償還時点の物価水準が発行時に比べて低い場合は、イギリスやカナダなど一部の国が発行する物価連動国債は償還額が当初元本を割り込むことがあります。

上図は為替変動や運用管理費用(信託報酬)などを考慮していません。また、上図は当ファンドの将来の投資成果を保証するものではありません。

<物価連動国債の値動き>

物価連動国債は、物価が上昇すると想定元本が増える仕組みを持っているため、その値動きは金利動向および物価動向の影響を受けます。

<金利動向と物価動向が物価連動国債の価格に与える影響>

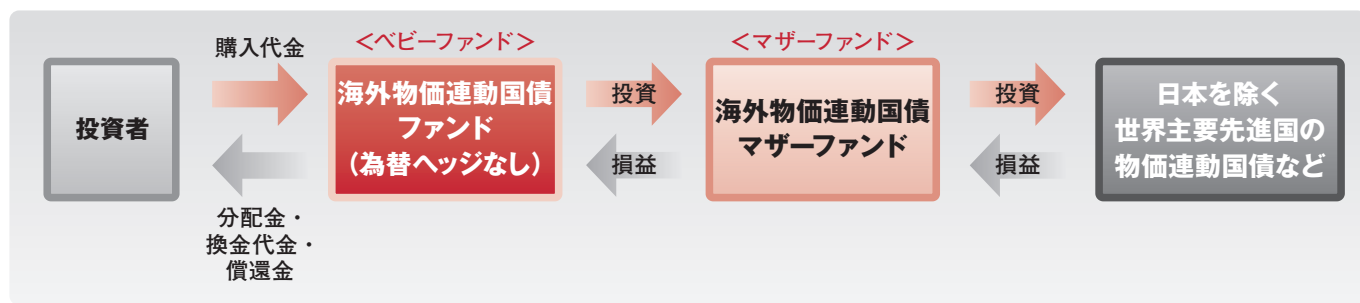
		金利	物価
物価連動国債の価格	上昇↑	低下	上昇
	下落↓	上昇	下落

上図は物価連動国債の価格変動特性を示したのですが、債券価格は発行体の信用状態の変化など上記以外の要因によっても変動する場合があります。当ファンドの基準価額は為替変動や利子・配当等収益、運用管理費用(信託報酬)などの影響も受けるため、上図と異なる動きをする場合があります。また、上図は当ファンドの将来の投資成果を保証するものではありません。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド（当ファンド）で日本を除く世界主要先進国の物価連動国債などを直接組み入れる場合があります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得したものに限り。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

■原則として、年4回（毎年3月、6月、9月、12月の各月20日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆分配金額は、基準価額水準、市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

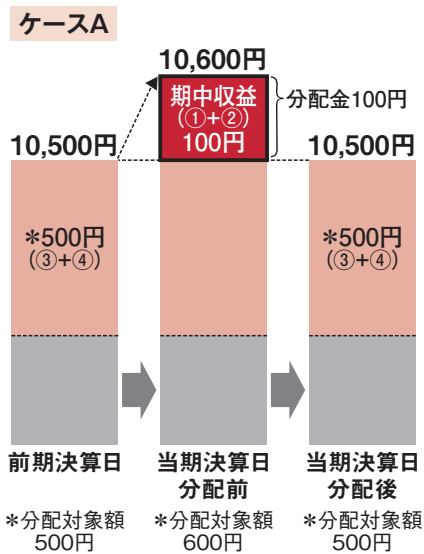
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



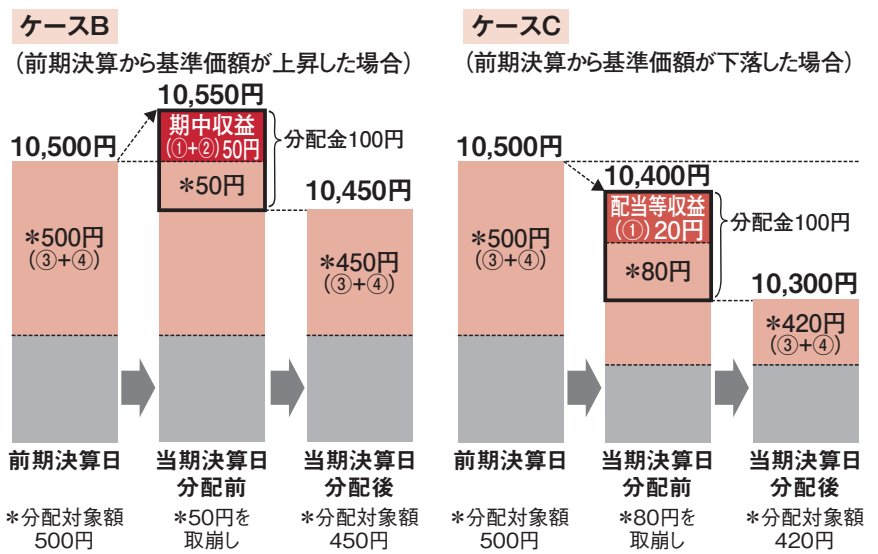
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

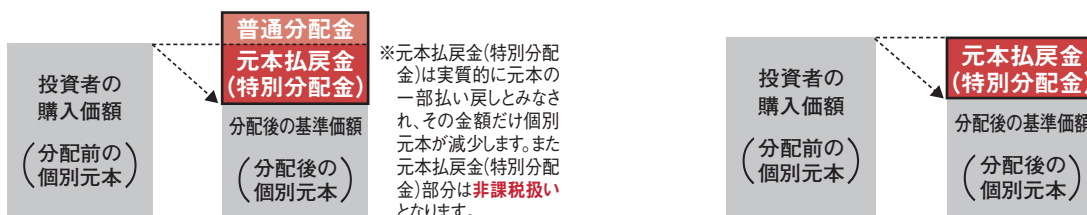
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述「手続・手数料等」の「<ファンドの費用・税金>」をご覧ください。

<基準価額の変動要因>

■当ファンドは、値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

為替変動リスク	<p>外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。</p> <p>なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行わないため、円と投資対象通貨の為替変動の影響を直接受け、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。</p>
物価変動リスク	<p>物価連動国債は、実際の物価変動により、償還金と利金額が変動します。また、予想物価上昇率の変化にともない、物価連動国債の価格も変動します。</p> <p>公社債市場において、将来の物価上昇率が以前の予想よりも低くなるという見方が広がると、金利水準が一定の場合、物価連動国債の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。</p>
金利変動リスク	<p>公社債（物価連動国債を含みます。）の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。</p> <p>当ファンドが投資する物価連動国債も、予想物価上昇率に変化がない場合、金利が上昇すると価格は下落します。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。</p> <p>金利の上昇は、一般に物価上昇によりもたらされることが多いのですが、この場合には、金利変動リスクのマイナスの影響が、上記の物価変動リスクのプラスの影響により相殺され、価格の下落幅が小さくなったり、あるいは価格が下落しないことがあります。</p>
信用リスク	<p>公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。</p>
カントリーリスク	<p>投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。</p>
流動性リスク	<p>有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。</p>

※基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ◆投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- ◆当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）において、設定・換金や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

<リスク管理体制>

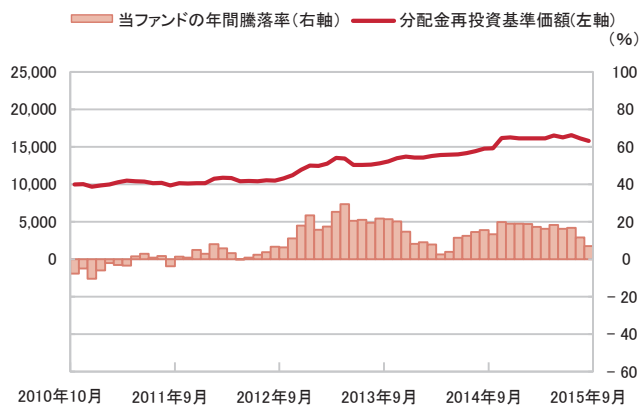
- ◆委託会社において、委員会を設けてファンドの「パフォーマンスの分析・管理」および「運用リスクの管理」を行っています。

パフォーマンスの 分析・管理	運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2010年10月末～2015年9月末



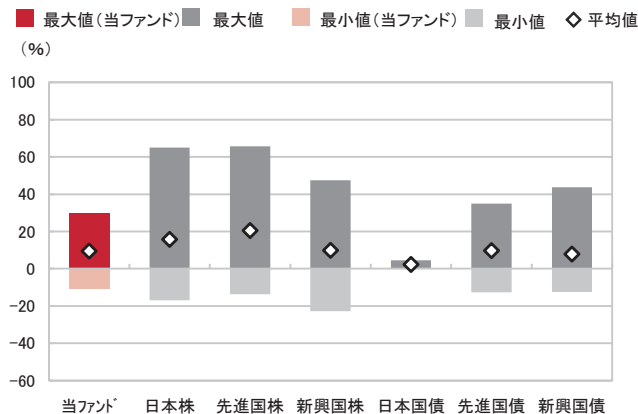
*分配金再投資基準価額は、2010年10月末の基準価額を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2010年10月から2015年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2010年10月末～2015年9月末



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	29.5	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△10.5	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△12.4
平均値	9.5	15.8	20.5	9.9	2.3	9.7	7.9

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2010年10月から2015年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース) は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

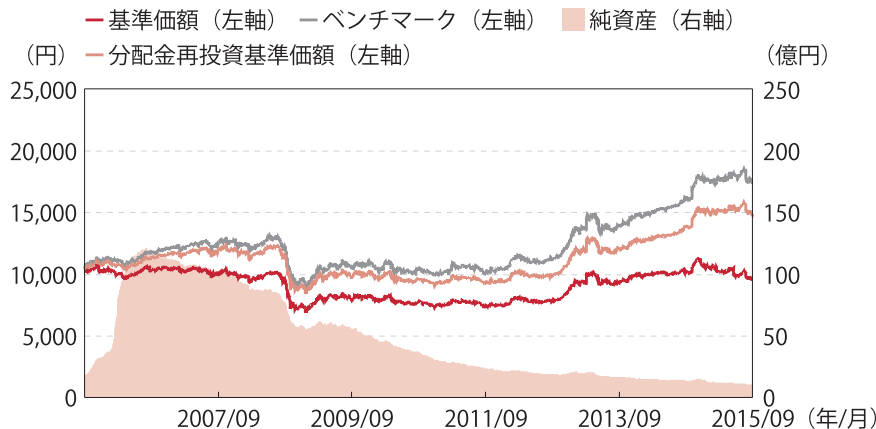
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

<基準価額・純資産の推移> (2005年10月3日～2015年9月30日)

<分配の推移>

2015年9月	8円
2015年6月	426円
2015年3月	444円
2014年12月	458円
2014年9月	324円
設定来累計	4,387円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※ベンチマークはバークレイズ世界インフレ連動国債インデックス(G7除く日本、円ベース)です。当ファンドの設定時を10,000として指数化しています。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	95.09%
その他資産	4.91%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

外貨建有価証券の通貨別配分(海外物価連動国債マザーファンド)

通貨	純資産比率
米ドル	45.82%
英ポンド	32.19%
ユーロ	20.08%
カナダドル	0.94%
-	-
合計	99.04%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位10銘柄(海外物価連動国債マザーファンド)

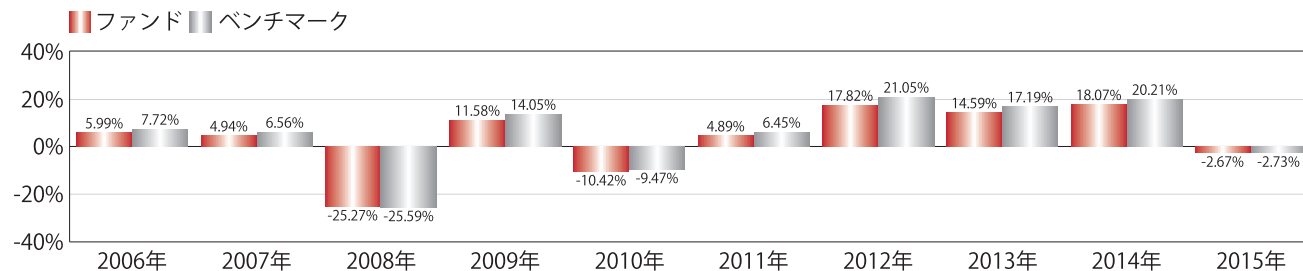
銘柄名	償還日	利率	通貨	純資産比率
TSY INFL IX N/B	2016/01/15	2.000%	米ドル	8.35%
TSY I/L GILT	2055/11/22	1.250%	英ポンド	4.80%
TSY I/L STOC	2024/07/17	6.617%	英ポンド	4.79%
BUONI POLIENNALI DEL TES	2019/09/15	2.350%	ユーロ	4.72%
TSY INFL IX N/B	2029/04/15	3.875%	米ドル	4.65%
TSY I/L STOC	2016/07/26	7.917%	英ポンド	4.55%
TSY INFL IX N/B	2023/01/15	0.125%	米ドル	3.47%
BUONI POLIENNALI DEL TES	2026/09/15	3.100%	ユーロ	3.36%
TSY I/L GILT	2062/03/22	0.375%	英ポンド	3.32%
TSY I/L GILT	2037/11/22	1.125%	英ポンド	3.30%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数: 36銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※ベンチマークはバークレイズ世界インフレ連動国債インデックス(G7除く日本、円ベース)です。
 ※2015年については、年初から9月末までの収益率を記載しています。

- ・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどをご確認いただけます。

<お申込みメモ>

購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	平成27年6月20日から平成28年6月22日まで ※申込期間は終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	以下に定める日には、購入・換金のお申し込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	無期限（平成17年3月31日設定）
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回った場合、当ファンドを償還することが受益者のため有利であると認める場合、やむを得ない事情が発生した場合などには繰上償還することがあります。
決算日	毎年3月、6月、9月、12月の各月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年4回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金（税引後）は自動的に無手数料で全額再投資されます。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告により行い、ホームページ（ http://www.shinkotoushin.co.jp/ ）に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

<ファンドの費用・税金>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.16% (税抜2.0%) を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。	商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.1% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	日々のファンドの純資産総額に 年率1.08% (税抜1.0%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	<運用管理費用(信託報酬)の配分>		
	委託会社	年率0.485% (税抜)	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
	販売会社	年率0.475% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託会社	年率0.040% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価	
その他の費用・手数料	監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度(監査報酬は日々)、投資信託財産が負担します。 ※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。		

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式や公募株式投資信託などについての非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成27年9月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更されることがあります。

※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。